

小山工業高等専門学校予算委員会規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日

最終改正 平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校の業務の適性かつ効率的な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的として、小山工業高等専門学校予算委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 予算実施計画に関する事。
- 二 決算報告に関する事。
- 三 その他財務に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)
- 二 副校長(教務主事)
- 三 各学科長
- 四 事務部長、総務課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 前項第 5 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

3 委員会に、専門の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

第 4 条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。

第 5 条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に所掌事項について説明を求めることができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、総務課財務係が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。